

◎新潟県告示第51号

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和8年1月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
上越市清里区青柳字岩前602番	田	1,223
上越市清里区青柳字池田1115番	田	1,243
上越市清里区青柳字池田1117番	田	596
上越市清里区青柳字池田1131番	田	1,119

2 申請に係る農地の利用の状況

土地の名義人は、既に死亡している。妻及び子は、相続放棄しており、所有者が不明の状態となっている。所有者死亡前から借入希望者が令和7年3月まで当該ほ場を借り入れて、稲作種子生産を行っていた。所有者がなくなり、相続が行われなかったことから農地の活用が出来ない状態となっている。借入希望者は、引き続き当該農地を活用して種子生産を行う計画であるため県の裁定を希望しているもの。裁定が行われないと今後遊休化のおそれがある。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年5月	5年	20,795円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和8年2月10日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送